

2025 年 12 月 2 日

国立大学法人山口大学

学生支援部学生支援課長 中井 智明 殿

山口大学教職員組合

書記長 森下 徹



山口大学学生細則一部改正（学生のビラ配布原則禁止規則導入）問題について（質問）

11 月 18 日（火）に開催された第 8 回教学委員会において、学生によるビラ・チラシの配布を「原則全面禁止」とする学生細則改正案が、審議事項として貴職より提案されたとのこと聞き及んでおります。

本件は学生を対象とした措置とは言え、学内での言論の自由・表現の自由を封ずる、あってはならない規則改正であると言わざるを得ません。

しかも、その改正理由と思しきもののなかで、学生のビラ配布は一部を除いて（課外活動団体による新入生への勧誘等ビラ）これまで原則禁止であったとされ、それに適合させるために禁止規則を追加するとされています。加えて、山口大学ホームページ内「課外活動団体の届出・手続き」の各種様式欄では、改正前にもかかわらず、すでに改正案を反映させた内容を掲載するという、規則運営・規則の具体的運用上あり得ない対応をなされています。

以上は、規則改正の考え方及び進め方さらには規則運用上のルールに大きく外れた対応と言わざるを得ません。

そのため以下お尋ねしますので 12 月 5 日（金）午後 4 時までに回答いただくようお願いします。

記

1. 学生によるビラ配布がこれまで原則禁止であったとのことについて、そのことを証明する証拠書類、根拠およびその理由を提示すること。
2. 改正案第 13 条第 2 項で個人での印刷物配布を全面禁止としている理由を説明すること。
3. 本件に関する教学委員会審議資料一式および出席委員からの質問・意見とそれらに対する学生支援部（担当副学長含む）からの説明・回答の概要を示すこと。
4. 本件について、教学委員会での審議の結果・確認事項についてお答えいただくこと。また今後、学生等への説明を含めどのような手続きを経て改正しようとしているのか具体的に示すこと。
5. 本件は全学適用の改正案と見受けられるが、第 8 回教学委員会で提示された資料は「吉田キャンパス内でのビラ配り禁止の明確化について」としてキャンパスを限定している。本改正案の適用対象はいずれであるのかお答えいただくこと。

以 上